

あなたの「見守り」が消費者被害を防ぎます!!

消費生活サポーター 育成講座 受講生募集

受講料
無料

消費生活サポーターとは

悪質商法や製品事故等による消費者被害を防止するため、消費者問題について基礎的な知識を習得し、高齢者などへの情報提供などをしていただくボランティアの方々のことをいいます。

活動例

- 高齢者の方などが消費者被害にあっていないか見守る。
- 消費者被害を発見したら、消費生活センター(相談窓口)に相談するように案内する。

日時 令和5年12月11日(月) 13:30~16:00

会場 行橋市中央公民館 1階 大会議室
行橋市大橋一丁目9番26号

日程

13:30	開会
13:35	消費者に関わる法律と相談の多いトラブル
14:35	休憩
14:45	くらしに潜む様々な危険
15:05	サポーターとして知っておくべき心得
16:00	閉会

お問合せ・お申込み

- ◇申込方法: 裏面の申込書にご記入の上、お申し込みください。
- ◇申込締切: 12月4日(月)
- ◇申込み・問合せ: 裏面の申込書に掲載している、お住まいの市町村へお願いいたします。

※この講座は(株)ビスネットが福岡県から受託して実施するものです。



